

# 令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

## 実施事業者 募集要項

令和8年5月15日時点

静岡市こども未来局 幼児教育・保育支援課（給付・支援係）

## 1 事業の目的

国は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる、こども誰でも通園制度を創設し、令和8年度4月1日より、子ども子育て支援法に基づく新たな給付制度（乳児等のための支援給付）として、全国の自治体において制度の運用を開始しています。

この要項は、制度の実施事業者の選定等について必要な事項を定めるものです。

## 2 募集事業者（実施主体）

静岡市内において、次に掲げる施設を運営している法人、任意団体又は個人

- (1) 保育所
- (2) 幼稚園
- (3) 認定こども園
- (4) 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）
- (5) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）及び静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月6日静岡市条例第12号）（以下「設備運営基準等」という。）において定められている基準を満たす静岡市内の施設

## 3 事業内容

### (1) 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満の未就園児

### (2) 実施場所

事業実施の認可を受けた静岡市内の施設

### (3) 利用方法

こども一人当たり月10時間の利用を限度とし、30分単位で実施するものとします。国が整備するシステム（以下「総合支援システム」とします）により、利用予約枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用の管理等は施設が行います。

## 4 実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとします。

### (1) 一般型（在園児合同型）

実施施設の定員とは関わりなく、在園児と合同で受入を行います。

### (2) 一般型（専用室独立型）

実施施設の定員とは関わりなく、在園児とは別室で受入を行います。

### (3) 余裕活用型

実施施設の利用（入園）児童が定員に達しない場合、定員の範囲内で受入れを行います。  
 ※ただし、余裕活用型は「2 募集事業者（実施主体）」のうち（1）（3）（4）に掲げる施設のみ実施可能です。

## 5 実施方法ごとの設備及び職員の配置基準

（詳しくは設備基準等をご確認ください）

実施方法	設備基準	職員の配置基準
一般型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡以上</li> <li>・ ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上</li> <li>・ 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置基準 0歳児 3人につき1人 1・2歳児 6人につき1人</li> <li>・ 資格 乳児等通園支援従事者（保育士又は乳児等通園支援に従事する職員として子育て支援員研修を修了した者）であり、1/2以上が保育士</li> </ul>
余裕活用型	保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等を行う事業所の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置基準 施設ごとの配置基準により、在園するこども、当事業を利用するこどもを合わせた人数に応じ算出した職員数</li> <li>・ 資格 乳児等通園支援従事者（うち、家庭的保育事業及び小規模Cにおいては、保育士。小規模B、小規模型事業所内保育事業においては、2/3以上が保育士）</li> </ul>

## 6 利用料金

- (1) 利用料金は一人1時間あたり300円を標準とし、実施事業者が利用料金を定め、施設で徴収します。
- (2) 徴収した利用料は、実施施設の収入になります。
- (3) 生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行います。

**利用料の減額について（生活困窮家庭等負担軽減加算）**

- ・下表の対象者が制度を利用する際、記載の金額を利用料から減額することができます。（施設ごと任意）

※利用料を減額して徴収した施設は加算の対象となります。

乳児等支援支給認定証に記載の区分	減額可能な金額（1時間あたり）
区分（ア）	最大 300 円
区分（イ）（ウ）（エ）のいずれか	最大 200 円

※各施設が設定した利用料から、「1時間あたり減額した金額」を控除し、徴収となります。

- （４）利用料金に加え、飲食物費等の実費相当額については、保護者同意の上、実施事業者が定めた金額を施設で徴収します。

**7 給付費について**

乳児等支援給付費については、公定価格をもとに、施設を利用した時間数に応じて支弁されます（下表のとおり）。

項目	要件	基準額 一人1時間あたり
児童受入分 （基本分単価）	対象となるこどもを受入れた場合	（0歳児） 1,700円
		（1歳児・2歳児） 1,400円
障害児加算	障害児※1を受け入れた場合に児童受入れ分に加算	600円
医療的ケア児加算	医療的ケア児※2を受け入れ、職員配置基準に加え、職員を配置した場合に児童受入れ分に加算	2,500円
要支援家庭 こども加算	要支援家庭※3を受入れた場合に加算	600円
初回対応加算	下記①②の面談を実施した場合に加算 ①事前面談※5 ②事後面談※6	（0歳児） 1,700円
		（1歳児・2歳児） 1,400円
負担軽減加算	生活保護世帯や市民税所得割額の世帯合計が102,801円未満世帯を対象とした利用料の減免を各施設で実施した際に加算（対象等の詳細は7に記載） 区分ア 生活保護世帯 区分イ 市民税所得割額の世帯合計が	区分（ア） 最大 300 円※4 区分（イ）（ウ） 最大 200 円※4

	102,801円未満の世帯 区分ウ 要支援家庭こどものいる世帯	
保護者支援面談加算	保護者に対し、子育ての悩みや不安等、育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行う（以下、保護者支援面談という）場合に加算※7	1回につき1,400円

※1 障害児 下記①、②のいずれかに該当することも

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳の交付を受けていることも

②①と同等程度の障害がある医療機関が認めたことも

⇒対象のこどもは乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）で「障害児加算」の項目に「該当」と記載

※2 医療的ケア児

保育時に看護師による医療的行為（喀痰吸引や呼吸管理など）が必要とされることも

⇒対象のこどもは乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）で「医療的ケア児等加算」の項目に「該当」と記載

※3 要支援家庭

要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯のこどもで、本制度を活用した継続的な支援が必要であると市が認めたことも

⇒対象のこどもは乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）で「要支援家庭のこども」の項目に「該当」と記載

※4 加算額

いずれの区分についても、範囲内で減額した金額を加算

ただし、減額した金額が利用料を上回っている場合は、利用料分のみを加算

※5 面談内容：制度の意義、利用にあたっての基本事項の伝達、利用することの特色や保護者の意向等の把握

適用要件：上記の内容についての面談をこども1人あたり30分以上実施すること

適用時期：①実施施設を利用しようとするとき ②直近の利用から半年以上経過したとき

※6 面談内容：こどもの様子のフィードバック

適用要件：上記の内容についての面談をこども1人あたり10分以上実施すること

適用時期：初回の利用直後

※7 適用要件：保護者支援面談をこども1人あたり30分以上実施すること

適用時期：初回利用の翌月以降に面談をするとき

## 8 その他留意事項

制度の実施にあたっては、資料③「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に従い事業を実施してください。

## 9 事業実施者の選定方法

事業申込書等を提出した者から書面により審査を行います。審査基準のほか、地域や施設類型等のバランスを考慮する場合があります。実施の可否については、書面により通知します。

### <参考>事業実施決定までの流れ

事業実施決定までの流れは次のとおりです。

#### (1) 応募

実施を希望する施設はこども未来局幼児教育・保育支援課へ事業実施の意向をご連絡の上、LOGO フォームにより必要書類をご提出ください。

提出書類や期限については「12 事前協議の申請手続き等」をご確認ください。

その他の提出書類については、(2) 事前協議にあわせてご案内いたします。

#### (2) 事前協議

事業実施に関する要件等、こども未来局幼児教育・保育支援課と事前協議を行います。

※事業の実施にあたり、事前協議は必須となります。

申請書類提出のみでの事業の認可等はできかねますのでご承知おきください。

#### (3) 審議

実施予定施設（事前協議を行った施設）について、静岡市健康福祉審議会児童福祉専門分科会内で意見を聴取します。

#### (4) 認可申請（及び確認申請）

幼児教育・保育支援課事業者指導係へ必要書類類一式を提出します※

※必要に応じて現地確認を行います。

#### (5) 認可（実施決定）

認可通知書の送付をもって事業実施が可能となります。

あわせて国がリリースする「総合支援システム」の事業者アカウントを付与します。

## 10 スケジュール等

募集開始から事業開始までのスケジュールは下記のとおり予定しています。

### ・募集開始

令和8年5月20日（水）

### ・募集締切

令和8年6月5日（金）

### ・事前協議

令和8年6月下旬まで

- ・健康福祉審議会児童福祉専門分科会  
令和8年7月下旬
- ・認可（確認）手続き  
令和7年7月下旬
- ・事業開始  
令和8年8月上旬以降

## 1.1 総合支援システムについて

円滑に事業を実施するために、国が整備する総合支援システム（予約管理システム）を活用し事業を実施します。

本システムにより、利用者の利用時間（月10時間）の管理や利用（事前面談）の予約、補助金の請求に必要な情報等の集約が可能となります。

### 【総合支援システムを活用した事業の流れ（イメージ）】

①	ユーザーID（事業者）の付与	市が実施施設に対して、システムのユーザーIDを発行
②	施設情報の登録	実施施設がシステム内で、施設情報を登録（利用方法等）
③	利用予約（事前面談）枠の登録	実施施設が面談予約可能日・受入可能日を登録
④	利用者⇔市の手続き後、利用者へユーザーIDが付与されます	
⑤	初回面談申込	利用者が利用を希望する施設との面談希望日を登録
⑥	申込受理・面談日程調整	実施施設が申込を確認し、面談時間の調整
⑦	面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの情報や利用に関する情報等について確認</li> <li>・その他、利用に当たっての必要事項等について保護者と共有</li> </ul>
⑧	利用予約	<p>利用者は面談済の施設について利用可能となる。</p> <p>利用者は、実施施設がシステム上で登録した施設の空き状況（予約枠）を確認し予約</p>
⑨	予約の確定	<p>実施施設は、予約確定を行う。</p> <p>予約確定の処理完了後、システムから利用者に対しメールを送送及びシステム内の通知で利用者へ連絡</p>
⑩	施設の利用	システム内で自動的に利用可能時間を消費（月10時間上限）

## 1.2 事前協議の申請手続き等

### （1）申請期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月3日（水）まで

### （2）提出書類

下記の書類の提出をもって事前協議申請とします。

①確認申請書

②認可申請書

<提出方法>

※LoGo フォーム※

URL :

それぞれの書式提出の際には、幼児教育・保育支援課事業者指導係あてにご一報ください。その他必要な添付書類や協議の進め方等についてご案内いたします。

お問合せ先

静岡市こども未来局幼児教育・保育支援課

(実施施設の認可に関すること)

事業者指導係 054-221-1190

(乳児等通園支援事業に関すること)

給付・支援係 054-221-1092